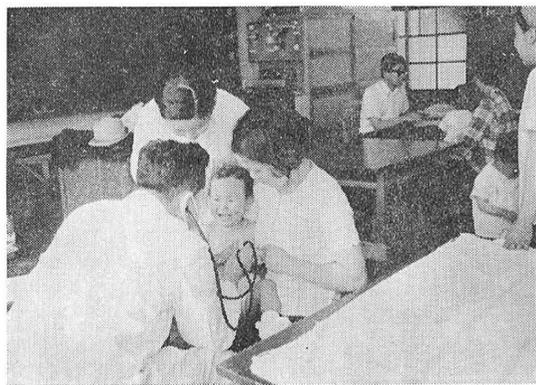


第八篇

福祉・厚生・保健衛生



乳児検診

# 第一章 福祉・厚生

第一節 国民年金制度……………二九七

一、拠出制国民年金制度……………二九七

第二節 社会福祉事業……………三〇〇

一、沿革……………三〇〇

二、生活保護……………三〇二

三、児童福祉……………三〇四

四、母子福祉……………三〇六

五、老人福祉……………三〇六

六、身体障害者福祉……………三〇六

七、戦争犠牲者の援護……………三二一

八、社会福祉協議会……………三二二

九、行政相談委員制度……………三三三

一〇、共同募金……………三四四

一一、日赤奉仕団……………三四四

# 第二章 保健衛生

第一節 保険医療施設……………三二五

一、美川村診療所……………三二五

二、歯科診療所……………三二六

三、民間医療施設……………三二七

第二節 国民健康保険……………三二九

第三節 疾病と伝染病……………三三二

一、疾病……………三三二

二、検診と検査……………三三三

三、伝染病……………三四四

四、伝染病舎……………三四五

第四節 環境衛生……………三五五

一、簡易水道事業……………三五五

二、し尿処理事業……………三七七

三、ごみ処理……………三八八

四、火葬場……………三三八

五、畜犬登録……………三三九

第五節 母子保健……………三三九

## 第一章 福祉・厚生

### 第一節 国民年金制度

国民年金制度は、日本国憲法第二五条第二項に規定する理念に基づいて、老齢・廃疾・死亡による生活の安定がそこなわれることを、国民の連帯責任によって防止し、健全な国民生活の維持と向上に寄与することを目的とした制度で、昭和三四年四月一六日、法律第一四一号により制定されたものである。

#### 一、拠出制国民年金制度

この制度には強制と任意があり、国内に住所を有する二〇才以上六〇才未満の人で、被用者年金制度に加入していない人が被保険者として保険料を納付するもので、制度発足当時の昭和三六年四月一日現在、満四九才までの人が強制被保険者として加入した。また被用者年金制度に加入して

いる人の配偶者、昼間部の学生等は希望で被保険者となることができる。制度発足当時五〇才を越え、五五才未満の人は一〇年間保険料納付で、受給者となる一〇年々金や、昭和四五年に創設された五年々金等、強制加入者以外を、任意加入者と呼んでいる。

#### 国民年金に加入する者の職業

- 1、農業・林業・漁業
- 2、小規模工業・商業・サービス業
- 3、開業している医師・歯科医師
- 4、日雇労働者・無職者

これに該当する職業の者、及び配偶者・従業員など。

一〇年々金加入者であった者にはすでに老令年金の受給が始まっており、これら老令年金は満六五才から支給されるのが原則であるが、六五才を待たずに繰上げ支給を受けることもできる。また通算老令・障害・母子・準母子・遺児・寡婦の各年金はそれぞれの条件に合ったとき支給されることになっている。現在加入者は全国で約二四八〇万人、愛媛県約三八万人、美川村は二、〇七〇人となっており、内訳は強制加入者一八三九人、任意加入者二三一人と

なっている。(四九年一月一日現在) 美川村では、この制度の発足に伴ない、趣旨徹底を図るため昭和三五年度より広報や文書の配布・説明会の開催などの方法を講じた。そのためこれが国の制度であり、福祉につながる重要な所得補償であることが認識され実施されたが、戸惑いや所得の差異などで免除を希望する者も少なくなかった。(表1)

(表1) 国民年金保険料免除者の推移

年度	愛媛県 人	美川村 人	県に対する割合 の割合 %
36	63,905	1,477	2.31
37	60,067	1,192	1.98
38	57,573	1,135	1.97
39	54,375	867	1.59
40	51,583	582	1.13
41	48,482	451	0.93
42	46,595	352	0.76
43	43,815	308	0.70
44	44,023	271	0.62
45	41,093	234	0.57
46	38,900	196	0.50
47	35,973	175	0.49

保険料及び給付については、経済の上昇に伴って年々増加し、四九年一月には始めて物価スライド制が導入された。(表2・3)

また四五年度に所得比例制が導入され、現在法改正とあい

まって、夫婦共に所得比例制に加入し、二五年納付することとで遂に五万円年金の実現をみたのである。

## 二、無拠出制国民年金制度(福祉年金制度)

国民年金制度が制定された当時、満七〇才以上の高令者・重度の障害者・母子家庭・五〇才以上であって任意加入しなかった者、保険料の納付期間が短いため拠出年金の受けられない者、これらの人々を対象として支給される年金を福祉年金といふ、年金を受ける権利(受給権)のある者は、概ね次のとおりである。

- 1、老令福祉年金 現在七〇才以上の者、明治四四年四月一日までに生まれた者が七〇才に到達したときに支給される。
- 2、障害福祉年金 他人の助けがないと日常生活ができない程度の障害(病気やけが)の状態にある二〇才以上の者、二〇才未満である者がその状態にあるときは二〇才になったとき。

- 3、母子福祉年金 二〇才を越える妻が夫と死別し、義務教育終了前の子、または二〇才未満の身障者を養っている。

第1章 福祉・厚生

(表2) 国民年金保険料の推移 (被保険者負担分)

年月	36. 4	42. 1	44. 1	45. 7	47. 7	49. 1
区分						
20才～34才	100 <sup>円</sup>	200 <sup>円</sup>	250 <sup>円</sup>	450 <sup>円</sup>	550 <sup>円</sup>	900 <sup>円</sup>
35才～59才	150	250	300			

(表3) 拠出制年金受給者の状況

区分 年度	老令年金		通算老令年金		障害年金		母子年金		遺児年金		死亡一時金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	0	0	0	0	0	0	1	19,200	0	0	0	0
39	0	0	0	0	0	0	4	105,600	0	0	3	15,000
40	0	0	0	0	0	0	11	273,600	0	0	5	25,000
41	0	0	0	0	5	348,000	12	720,000	0	0	3	19,000
42	0	0	0	0	8	540,000	15	895,200	4	69,600	5	35,000
43	0	0	0	0	10	660,000	17	1,039,200	4	69,600	4	28,000
44	0	0	0	0	8	528,000	22	1,348,800	4	69,600	11	67,000
45	0	0	0	0	15	1,560,000	23	2,208,000	3	187,200	7	59,000
46	6	360,000	0	0	18	1,920,000	24	2,304,000	3	187,200	6	68,000
47	20	1,068,140	0	0	15	1,742,400	21	2,198,400	3	206,400	4	48,000
48	26	3,879,188	1	110,400	15	4,020,000	20	4,939,200	3	489,600	4	48,000

るとき。

4、**準母子福祉年金** 祖母が孫を、姉が弟妹をそれぞれ母親代りに養育しているとき。

この福祉年金についても、給付額は年々引き上げられ、美川村での給付状況は別表のとおりである。(表4・5)

四九年一月一日において、明治三十七年一月二日から明治三九年四月一日の間の出生者(六七才から六九才まで)は七〇才まで老令特別給付金が新設支給されることになり、七〇才になると老令福祉年金が支給される。

## 第二節 社会福祉事業

### 一、沿 革

明治初期は近代日本の誕生に伴なう社会混乱をきたし、貧農・貧民などの生活困窮者が多く出た。そのため、応急措置として明治四年に棄子養育米給与方、明治七年には恤救規則が定められ、昭和七年の救護法となるまで、一般貧民救済の唯一の国家法となったのである。

国の行政機関も大正六年、内務省に救護課が設立され、のち社会課となり社会局に昇格した。今日の民生委員の前身となった方面委員制度もこの頃に生まれ、昭和初期にかけて、各都道府県で種々の名称で呼ばれる委員制度が設置され、貧民の救済・援護活動に当たってきたのである。

愛媛県でも大正一三年一月九日、訓令第三七号で「愛媛県方面委員設置規程」が定められ、方面委員は名誉職として、調査・指導・保護・救済・福利・教化・融和に努めるよう規定されている。その後、昭和二年にこの規程を改正して、委員一二五名を市町村長の補助機関として選任したのである。この方面委員制度は、昭和十一年「方面委員会」が組織されて全国的なものとなり、さらに昭和二十一年一月一日「民生委員令」が公布され、方面委員は民生委員と改称された。

昭和二十一年二月一日児童福祉法が制定されてからは、児童委員も兼ねることとなり、その名称も民生児童委員となった。民生委員は当初村長の補助機関であったが、昭和二十五年の生活保護法の改正で実施の協力機関となり昭和三八年七月一日の老人福祉法で民生委員は同法の協力機関

第1章 福祉・厚生

(表4) 福祉年金額の改正経過

種 別	当 初	昭 和 40 年 9 月分から	42 年 年 1 月分から	43 年 年 1 月分から	43 年 年 10 月分から
老令福祉年金	12,000	15,600	18,000	19,200	20,400
障害 "	18,000	24,000	26,400	30,000	32,400
母子 "	12,000	18,000	20,400	24,000	26,400
準母子 "	1人毎に加 算額 2,400	4,800	4,800	4,800	4,800
種 別	44 年 年 10 月分から	45 年 年 10 月分から	46 年 年 11 月分から	47 年 年 10 月分から	48 年 年 10 月分から
老令福祉年金	21,600	24,000	27,600	39,600	60,000
障害 "	34,800	37,200	40,800	60,000	90,000
母子 "	28,800	31,200	34,800	1,600	78,000
準母子 "	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800

(表5) 福祉年金受給者状況

年度 種 別	老 令 福 祉 年 金	障 害 福 祉 年 金	母 子 福 祉 年 金	準 母 子 福 祉 年 金	合計件数	支 払 金 額
昭和36年	377	21	27	0	425	4,927,300
37	443	20	26	0	489	5,224,055
38	459	21	39	0	519	6,153,132
39	448	45	39	0	532	7,302,656
40	453	54	34	0	541	7,225,091
41	448	56	29	0	533	8,345,009
42	463	65	24	0	552	9,601,190
43	456	65	21	0	542	10,434,222
44	461	60	14	0	535	10,596,635
45	463	58	10	0	531	11,904,560
46	462	59	5	0	526	12,748,851
47	449	63	3	0	515	16,291,806
48	453	59	3	0	592	6,884,222

(4~8月まで)

ともなった。

四六年一月二日、全国一斉の民生児童委員の改選期には全国で一三万三九一八名、うち婦人民生委員四万二一九七名が選任され、婦人の委員の急増が目立った。当時の美川村民生児童委員は次のとおりである。

美川村民生児童委員と担当地区

役職名	担当地区	氏名
民生児童委員 総務	大字日野浦のうち成河・成・田元 馬門・合戦・平井・藤社	森岡 通一
〃 副総務	大字仕出のうち字仕出 大字七鳥のうち字七鳥・西古味	木下 茂一
民生児童委員	大字日野浦のうち栄重上・栄重下 ・面河	高山 道信
〃	有枝一円	大上 重秋
〃	中黒岩一円	高橋 岩雄
〃	大字東川のうち高山・鏡川 大字仕出のうち筒城	片岡藤次郎
〃	大字東川のうち字東川	佐藤 行夫
〃	大字東川のうち中村・水押・丸山	西村 峰茂
〃	沢渡一円	桜木 法義
〃	大川一円	西岡 貞子
〃	上黒岩一円	田代 高代

〃	大字七鳥のうち長瀬・竹谷	猪上 セツ
〃	大字黒藤川のうち釣井中・上・宮成	天野ミツヨ
〃	大字黒藤川のうち二籠・置俵・長崎	土岐美根子
〃	大字日野浦のうち大谷・本組西・中	羽沢スミエ
〃	大字東川のうち東古味・横山	仲川 峰子

戦後急速な発展をみせた経済成長も、四六年頃より福祉優先の政策が打ち出され、国の社会福祉・社会保障施策が強化された。県も市町村も住民のための社会福祉事業に熱心に取り組んでいる。民生委員は四七年より月一回の定例民生委員会を開催して、自己研修及び情報交換等を行なっている。(表6)

一、生活保護

生活困窮者のための恤救規則が、後の救護法となり、市町村長が実施機関で、救護費は、国・県・町村の三者が分担した。救護の対象となるものは、極貧、独身の老衰者・廃疾者・病人及び幼年の者で、労働能力のある者・扶養能力のある扶養義務者が、貧困の親族の中にある場合は除外

第1章 福祉・厚生

(表6) 美川村民生児童委員の活動状況(委員数16名)

年度	内容	相談指導						世帯更生資	金償還指導	調査証明事務	その他	計	係事への出席 社会福会 社諸会 福社合 関行席
		職業生計	家族関係	住居	健康	各福祉法	その他						
47		20	15	31	47	138	34	23	128	10	446	226	
48		14	25	72	161	255	122	56	187	48	940	318	

(表7) 美川村における被保護者の推移

年 月	1ヶ月当り支給金額	保護世帯	保護人員
44. 4	446,000 <sup>円</sup>	60	130
45. 4	517,000	50	115
46. 4	521,000	45	99
47. 4	645,000	43	89
48. 4	853,000	48	104

(表8) 上浮穴郡町村別保護状況(48.12)

町 村 名	久万町	面河村	美川村	柳谷村	小田町	計
保護世帯	68	21	48	28	65	230
保護人員	125	49	104	47	127	452
保護率(千分比)	12.84	25.62	21.58	16.98	20.26	17.73

され、極度に制限が加えられた。昭和二年占領軍は、公的扶助に関する覚書で、

- (1) 生活困窮者の保護は国家責任、
- (2) この責任を国家以外のものに、転嫁してはならない。

(3) 困窮者保護は無差別平等、

- (4) 救護支給金額は、困窮防止に必要かつ、じゅうぶんでなければならぬ。

と四原則を示した。

これが現在の生活保護法の基となり、困窮者対策を国が行うことをはっきりさせたものである。(表7)

昭和二年四月一日政府は生活困窮者緊急生活援護要綱を決定し、生活保護法は同年九月九日公布されたのである。現在の生活保護法は、基本原理を

- (1) 生活権保障 すべて国民は健康で、文化的な最低限度の生活を営む権利があり、困窮の程度に応じて必要な保護を行ない、自立を助長する。

- (2) 保護請求権平等保障 すべての国民は、この法律の定める要件を満すことにより、無差別平等に請求する

権利を有するものである。

- (3) 他法優先 生活保護法以外の法律で困窮者扶助を定めるものがあれば、生活保護法による保護は認めない。

保護の種類には、生活保護の外、教育・住宅・医療・出産・生業・葬祭の七種類がある。

### 三、児童福祉

昭和二年一二月児童福祉法が制定されて、児童の基本的な権利が尊重され、あわせて児童の心身ともに健やかな育成をはかる事が規定された。昭和二六年児童憲章の宣言が行われその総則で次のとおり明記されている。

- (1) 児童の基本的な権利が尊重され、その成長が確保されなければならない。

- (2) 児童は社会の一員として重んぜられ、指導されなければならない。

- (3) 児童はよい環境で育成されなければならない。

児童福祉は、戦後の恵まれない環境にある児童の転落を防止するための施策を重点に進められたが、最近では経済的

(表9) 県内児童福祉施設 (46.4.1)

施設の種別	施設数	収容定員
助産施設	21	162 <sup>床</sup>
乳児院	2	70 <sup>人</sup>
養護施設	11	685
肢体不自由児施設	1	140
ろうあ児施設	1	50
精神	7	410
教護院	2	135 <sup>世帯</sup>
母子寮	9	160
保育所	337	28,258
里親	53	57
へき地保育所	81	2,940

里親は登録されたもの

な援助を行なう事によって、より大きい効果をねらうよう

設置年度	名称	位置
四〇	有枝児童遊園地	美川村大字有枝 (有枝集会所)
四一	東古味児童遊園地	美川村大字東川 (河崎神社境内)
四二	上黒岩児童遊園地	美川村大字上黒岩 (御三戸神社境内)
四三	御三戸児童遊園地	美川村大字上黒岩 (美川村中央集会所下)
四四	河口児童遊園地	美川村大字有枝 (河口)
四五	大谷ちびっこ遊園地	美川村大字日野浦 (大谷元公会堂跡)
四六	鷹森児童遊園地	美川村大字七鳥 (西古味)

美川村児童遊園地

位置

位置

になった。児童福祉事業としての児童福祉施設は、美川村に於ても助産施設・保育所(へき地)こども遊園地の設置などがあり、更に児童委員が中心となって、児童の保護・相談・指導に当り、V・Y・S運動の援助、児童のための環境整備など自主的活動を進めている。(表9)

1 児童遊園地

美川村には七ヶ所の児童遊園地があり、児童の健全な遊び場となり、健康の増進、交通事故等による傷害の防止に寄与している。なお、善意の共同募金の配分金による「チッコ広場」も数ヶ所ある。

## 2 V・Y・S

若いボランティア（開拓者）によるこどもの集団指導、明るい社会づくり運動をすすめて大きい力を發揮しているのがV・Y・Sである。美川村でも会員は少ないが、近年観光地・児童福祉施設の清掃など、活発な活動をつづけている。

## 3 児童手当

昭和四七年一月一日から、児童の健全な育成のための経済的施策として、一八才未満の児童三人以上の家庭で、三人目以上が五才以下の場合、月額三、〇〇〇円の手当が申請により支給される事になった。四八年四月一日から一八才未満の児童三人以上で、三人目以上が一〇才以下の場合月三、〇〇〇円の支給と改正され、さらに四九年四月一日から一八才未満の児童三人以上で、三人目以上が義務教育終了まで四、〇〇〇円支給される事になった。

## 四、母子福祉

昭和二四年「母子福祉対策要綱」が決定されて、母子相談員が福祉事務所に配置され、母子家庭の相談指導に当っ

てきた。三九年七月一日母子福祉法の施行と共に母子福祉はいっそう充実した。また母子福祉資金の低利貸し付けが法によって行われ、三七年一月一日から児童扶養手当法が施行された。手当の額は年々改正され四八年度は六、五〇〇円が支給されている。

美川村でも三六年四月一日に母子福祉会が結成され、初代会長に正岡よし枝が就任した。県および村では母子福祉対策として母子会に対し小口資金の貸付けを行い、さらに四三年四月から母子の子女の結婚資金の貸付けを無利子で行っている。

四八年一〇月から村が補助金を出して留袖・喪服を調達し、母子会に於て貸し付け事業を行っている。その他、母子児童キャンプ・母子福祉講座・母子家庭新入学児童激励大会・母子家庭中学卒業者激励会などを行っている。

## 五、老人福祉

社会福祉の施策で近年一番大きく取り上げられているのが老人福祉である。地域社会の進展に寄与してきた経験豊かな老人に、今後の余生をさらに社会のために役立た

せ、また社会全体から敬愛さるべきであるとして、「老人福祉法」が制定された。四一年からは「敬老の日」が国民の祝日として制定された。老人人口は医学の進歩・生活環境の改善等によって、国全体の人口に対して占める比率が今後とも大きくなるものと思われる。(表10)

1、老人健康診査

老人福祉法に規定され、診査に必要な経費は国・県・村が三分の一ずつ負担して、村内の老人全員を対象として行なうもので、美川村でも昭和三九年から久万保健所の協力をえて、保健・療養指導に当たっている。(表11)

2、老人家庭奉仕員事業

通称ホーム・ヘルパーと呼ばれるもので、身体上または精神上の障害等があつて、日常生活を営むのに支障がある老人に対して、家庭奉仕員を派遣し日常生活の世話、及び手助けをするもので、美川村に於ても四五年来に臨時雇人

(表10) 老令者数一覧表 (60才以上)

	総人口	老令者	比率
愛媛県 (45.10.1調)	1,418,124人	193,565人	13.6%
美川村 (48.4.1調)	5,050	931	18.4

で設置し、翌四六年から常勤で二名を配置、仕七川地区・弘形地区で現在一一名をお世話している。黒藤川地区は該当者がなくて設置していないが、地域や人数の関係から、急に必要場合は介護人をおいている。

3、老人クラブ

山村の過疎化にともない、若い働き手が都会へ流出し村は益々老令化してきた。こうした中でお互いの教養を向上させ、励まし合い助け合う事で老人の力を少しでも社会に役立てようとして老人クラブが誕生した。

美川村でも四一年一月二七日各地区で、老人クラブが結

(表11) 老人健康診査状況

	受診者 総数	正常率		要診査者		要療養者	
		人員	率	人員	率	人員	率
上浮穴郡	939人	78人	8.3%	188人	20.0%	673人	71.7%
美川村(47年度)	102	2	2.0	15	14.7	85	83.3
美川村(48年度)	104	2	1.9	19	18.3	83	79.8

美川村老人クラブ結成状況

クラブの名称	結成年度	区	域	会 員 数			会 長 名
				男	女	計	
長 寿 会	四一、四月	七鳥、西古味、長瀬、竹谷、東古味、横山	三七	三〇	六七	岡崎 広衛	
千 歳 会	四一、四月	大字仕出、東川、中村、水押、簗川、高山	三四	三一	六五	箱岡 清馬	
寿 楽 会	四一、四	大字上黒岩、有枝、大川	三八	二四	六二	安宅 春吉	
第一寿敬会	四一、四	大字日野浦（大谷本組を除く）、大字沢渡	三六	三七	七三	平柳 進	
第二寿敬会	四一、四	大谷本組、大字中黒岩	三三	三六	六八	堀川 伊助	
永 楽 会	四一、四	二籠、置俵、長崎	二八	三七	六八	天野 吉直	
頌 寿 会	四一、四	大字黒藤川（二籠、置俵、長崎を除く）	三九	三三	七二	榎 睿仁	

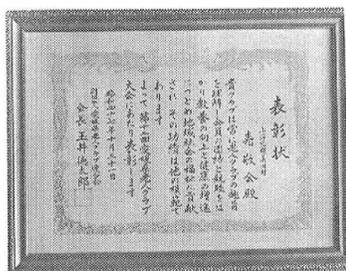
成され、六クラブ約三〇〇名が会員となり、同年四月美川村老人クラブ連合会が誕生して初代会長に岡崎広衛が就任した。活動の内容についてはクラブ毎に若干の相違はあるが、毎年一回の総会・役員会・研修旅行・神社仏閣の清掃・老人大学への参加などが活発に行なわれている。四八年度は七クラブで会員四七五名、県・村から一クラブ三万六〇〇〇円が育成費として補助されている。

特筆すべきは四七年一〇月三十一日、第一三回愛媛県老人クラブ大会に於て、美川村「寿敬会」（会長山本利秋）が、

県老人クラブ連合会長賞をうけた事である。

4、敬老会

美川村の敬老会は四六年まで村内まちまちで部落によって行っていないところもあつたが、四七年から地域公民館を中心として行われようになつた。補助金は七〇才以上の老人を対象



寿敬会への表彰状

に、村から四八年度で一人当り五〇〇円を交付している。また別途に七五才以上の老人には一人当り五〇〇円相当の敬老記念品が贈られ、米寿を迎えた老人には金糸で「米寿」と刺しゅうした座布団を、村長自ら訪問して贈呈し祝っている。

#### 5、老人医療の無料化制度

健康で楽しい老後を送るためには高騰化する医療費から老人を守る事が根本的な老人福祉であると、七五才以上の老人を対象に老人医療費の無料化を実施することになった。国民健康保険・各種社会保険で本人が負担する分を県と村で半額づゝ負担して本人を無料とするもので、老人医療費給付事業として四六年一〇月一日から施行された。ついで四八年一月一日から国が老人医療費支給事業として七〇才以上の老人を対象に実施したが、所得制限など各種除外規定による対象外の老人ができた。これら対象外の老人に対しては前記の県と村で行なう老人医療費給付事業の該当者としてすくいあげた。

また四八年四月一日から六五才以上七〇才までの「ねたきり老人」及び「ねたきりの状態にある老人」を、前記同

様な制度で、県と村が事業を開始し、同年一〇月一日から国が実施にふみきり同じ方法で対象外の老人を老人医療費給付事業の該当者とした。

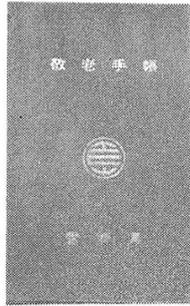
同じ老人に対する施策を行うにしても、国と県とが違った制度を行い、しかも非常に細分化した制度のため複雑で、支給をうける老人は制度の内容をまったく理解することができず、たゞ無料になったことのみが判然としているだけである。この制度は申請によるので権利ではないのである。そのため、老人はやゝ乱診の傾向があり全国の町村の財政をかなり圧迫した。それは老人医療費給付事業は負担割合が県と村が半々であり、国の行なう老人医療費支給事業でも、国が六分の四・県が六分の一・村が六分の一と常に村の財政にかゝわりがあるためである。

#### 6、老人に対する諸施策

**老人憩の家** 社会福祉の充実は、老人福祉からと云われている現在、郡内においても老人問題は大きく取りあげられているが、老人の願いをもっともよくかなえてくれるセンターとして、「老人憩の家」が建設された。非常に多くの経費を必要とするため広域で計画され、これも上浮穴郡

生活環境事務組合でとりあげ、上浮穴郡全域を対象として建設されたものである。利用料は無料で利用人員は一日約一〇〇人、建築費は五、一四〇万円で四九年一月九日に開館、老人福祉の拠点としての役割りを果している。

**老人相談員** 独居老人・ねたきり老人を対象として四七年四月一日から老人相談員が設置され、みよりのない老人の淋しさを少しでも慰めようというねらいである。また社会福祉協議会で年一回以上お土産をもって、民生委員の協力のもとに、ねたきり・独居老人を慰問している。



**敬老手帳** 六五才以上の全老人に対して、県は敬老手帳を発行してその長寿を祝福し、県立図書館・動物園その他県内の各催し物・観光地等の入場料が割り引きされ、旅行等のと

きに大いに役立つている。  
**ホームサイレン** 村内のねたきり・独居老人の留守対策として非常の場合や火災の場合、近くの人々にすぐ通報出来るようにホーム・サイレンを取り付けて事故防止に努力

している。このホーム・サイレンは、当初は県の補助と村で半額ずつ出費して取りつける予定であったが、県の補助金が殆んどなく、村社会福祉協議会全戸会員費によって半額をまかなった。

## 六、身体障害者福祉

身体障害者のために昭和四二年一二月に身体障害者福祉法が制定せられ、更生のための必要な措置が講じられている。美川村でも四八年一二月末で九一名が身体障害者手帳をうけている。四二年の法改正で内部障害者も身体障害者となったので実数は一二〇名位に及ぶものと思われる。四八年一〇月から、これら内部障害者には新たに療育手帳が交付されることになった。

### 1、美川村身体障害者協会

美川村身体障害者協会は、会長泉最、会員約四〇名で四四年に発足し、身体障害者の社会復帰・研修・交通安全運動への協力などの活動を行っている。これらの活動の補助金として四八年度に六万円が交付されている。

### 2、美川村傷痍軍人会

第二次世界大戦によって傷ついた人々によって結成され総員六名で、人数こそ少ないが会長西村峰茂のもとに、社会福祉に少しでも役立ちたいと活動している。環境美化運動のため不自由な体をおして清掃等を行なっている。四八年度、村はこの団体に二万円の助成を行っている。

### 3、重度身体障害者医療費給付事業

四九年四月一日から県と村で行う事業で、一才から六四才までの重度身体障害者に対して医療費の自己負担分を無料とする、老人医療費と全く同じような制度である。長い間、本人も家族も高い医療費で苦しんでいたのが、ようやく解放されたのである。

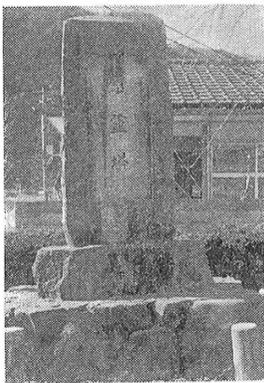
### 4、心身障害者扶養共済制度

重度の心身障害者が扶養家族の死亡等による将来の不安を少しでもなくすため、共済掛金をかけて共済制度に加入し扶養義務者が六〇才をこえたのち、または死亡後、月々二万円（四八年度現在）の年金が支給される制度で、県村・共済加入者が掛金を三分の一づゝ負担する。美川村にも八名の加入者がいる。

## 七、戦争犠牲者の援護

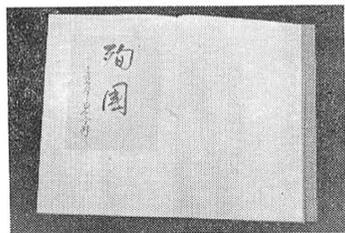
昭和二七年、戦争犠牲者に対する国家補償を規定する「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が定められ、旧軍人・軍属に弔慰金・遺族年金が支給されることになった。二八年には公務扶助料が復活し、その後幾度か改正され適用範囲が広げられた。また単独法の制定により、戦没者の妻に対する特別給付金（六〇万円）、戦没者の遺族に対する特別弔慰金（三万円）、戦没者の父母に対する特別給付金（三〇万円）などが支給されている。

村では三二年四月「慰霊塔」を建立、当時の県知事久松定武が揮毫し盛大に慰霊祭を挙行了した。その後、各年毎に



慰 霊 塔

慰霊祭を行ひ法要を行ってきたが、四七年一〇月二五日、美川村全英霊（日清戦争以後）三六〇柱の名鑑「殉国」を作成し村内



外の全遺族を招待し、名鑑を贈呈すると共に盛大な追悼式を美川中央中学校体育館に於て挙行了。

鑑 川中央中学校体育館に於て挙  
名 した。  
英 族会が結成され、初代会長とし

て堀尾好光が就任し、会員は現在一一七名を数えている。村も

この遺族会の活動に対し、四八年度で六万円の助成金を交付している。また戦没者の叙勲は三九年から復活し毎年村長から伝達が行われたが、四七年おゝむね終了し、現在は生存者の叙勲が行われている。旧軍人・軍属および戦傷病者の援護についても適用範囲が拡大され、普通恩給は軍暦年で支給され、戦傷病者については療育給付・国有鉄道無賃乗車証の交付を受けることができることとなった。

## 八、社会福祉協議会

美川村の行なう社会福祉事業の活動団体で、村行政に拘束されずに住民の福祉のために民間的活動を行っているの

が社会福祉協議会で、三二年八月三日に結成された会長に新谷優が就任し、理事は議会の文教厚生委員四名、民生児童委員一六名、美川村身体障害者協会長、美川村母子福祉協会長、美川村老人クラブ連合会長、美川村婦人会長、美川村青年団長の二五名で会員は美川村在住の全村民である。

四八年一〇月一三日、「第二〇回社会福祉協議会愛媛県大会」が、三笠宮殿下御夫妻御臨席のもとに開催され、美川村社会福祉協議会は優良協議会として白石春樹愛媛県知事から表彰をうけた。

全戸会員制 四八年度には、社会福祉協議会の画期的事業として住民自身の福祉であると云う意識強化の意味も含め全戸会員制に踏みきった。全戸会員制は会費を支払って社会福祉協議会員になることで、一般会員を一口一〇〇円とし、二口二〇〇円以上納入者を特別会員として推進され、会員一四〇七戸で一三八九口、一三万八九〇〇円の会費が集まり、殆んど全戸が社会福祉協議会の正式会員として登録されたのである。

世帯更生資金の貸付 低所得者の福利更生のため、世帯

(表12) 世帯更生資金の貸付状況  
(昭和46年度～49年1月末)

資金種別	貸付件数	貸付金額
更生資金	5	1,045,000
住宅資金	19	4,950,000
修学資金	4	210,000
計	28	6,205,000

更生資金が低利なのにくらべ、これは無利子で貸付けを行って喜ばれている。

**心配ごと相談所** 社会福祉事業の一環として心配ごと相談所が四五年四月から毎週水曜日(祭日を除く)に開設され、専任相談員として民生委員総務森岡通一・副総務木下茂一が就任し、協力員として民生委員が順番に出席して住民の苦情・相談ののり、こゝで解決しないときは弁護士に紹介(無料)して問題の解決に当たっている。年間一二、三件くらいであるが、件数は少なくともその成果は大き

更生資金の制度が県社会福祉協議会にある。更生住宅・生活等各種資金として低利で貸付けを行っており、美川村でも表の如く貸し出しがなされ、利用者は非常に多い。

同じような制度で「愛の基金」があり、一口五万円の小口ではあるが前記世帯

い。

**老人憩の家** 老後のたのしみや老人同志の話し合いの場として、四九年度には小部落へ、社会福祉協議会独自の事業として設置する計画をたて、予算化も決定し地域の老人から大きく期待されている。

その他、歳末助け合い・まごころ銀行・こどもの遊び場・しあわせを高める運動・青少年の健全育成など非常に広い間口で活動している。

### 九、行政相談委員制度

行政は国民全体の福祉の向上を目的として行なわれており、この行政を通じて個々人の生活の向上を図るといのが民主主義国家の建前である。しかし、行政はとかく取扱いが一般的・画一的になりがちであって個々の具体的な問題に適合しないことがあり、そのようなところに行政に対する苦情や不満が起るのである。役所の行なう仕事は国民の福祉の向上に役立つよう、公正かつ能率的に行なわれているかどうかを監察して行政の民主化・能率化を図るほか、行政についての苦情を受け付けて解決を図るとも

に、それらの苦情の背景・原因等を分析して反省資料として活用し、行政全般の改善に役立てていくことをねらいとして行政相談委員制度が設けられたのである。

生い立ちは、昭和二三年七月に行政管理庁が設置され、全国に出先機関として管区行政監察局を置き、本県には愛媛行政監察局が設置され、三〇年に行政相談制度が発足し、その後三六年七月に行政相談委員の制度が取り入れられ、県下各市町村に行政管理庁長官の委嘱により相談委員が置かれた。当時は行政苦情協力委員と呼んでいたが三七年九月から行政相談委員と呼ぶようになり、四一年制定の行政相談委員法により確立されたのである。本村には初代委員として三八年に土居通栄が就任し、以来四八年三月任期満了に伴ない辞職するまで一〇年間の永きにわたって使命達成に尽した。その後任は、坂本素行がとして挙げられた。行政相談の制度は以上のような意味からも国民と行政にたずさわる者の間のパイプ役として大きな意義をもっているのである。

## 一〇、共同募金

(表13) 美川村の共同募金実績

年度別	募 金 実 績
46	147,000
47	158,000
48	153,000

国民の助け合い精神を高揚するため共同募金は昭和二二年から行われ二六年三月から法制化された。当初は関心がうすかったが、社会福祉思想の充実により、共同募金運動も活発に行われるようになった。

## 一一、日赤奉仕団

民生委員が中心となり日赤奉仕団に加盟して、年中神社仏閣、公園等の清掃運動を行っている。奉仕団長は森岡通一で、これは全国的組織の系統で申請すれば皇居の清掃も出来ることになっている。四八年度は奉仕団活動として、面河スカイラインの環境美化のため御三戸・横山間一〇町の清掃を行った。

## 第二章 保 健・衛 生

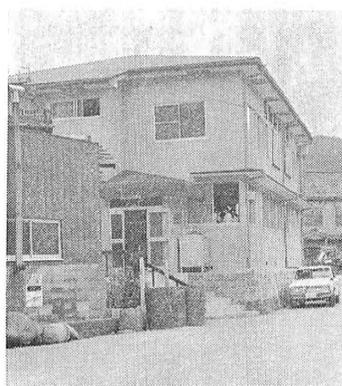
### 第一節 保 險 医 療 施 設

#### 一、美川村診療所

過疎と老令化現象の中で住民の最も大きな不安の一つは医療の問題である。美川村においても将来を想い、医療福祉対策の一環として慎重に検討を重ねていたが四七年、地域住民からの強い要望もあり、機は熟しつつあった。村長はじめ理事者は東奔西走し、村議会においても専門委員会を二度、三度と開催、審議を重ねた結果、同年七月の臨時村議会で美川村診療所の設置について全面的な賛同を得、議決されたのである。

村においては地所の選定や医師の確保など数多くの問題をかかえていたが、建築場所については交通の便など諸般の事情を考慮し村の中央に位置する御三戸（久万農協御三戸

支所前）に適当な用地を購入、四七年九月敷地造成工事も総事業費二二〇万円で久万町沼田建設（沼田建男）の手で着工、突貫工事で一〇月完成した。医師についても村理事者と議会の合議の結果、医学博士棟田陸男医師（元久万町宇都宮病院勤務）を招へいすることに決定、事前の準備は着々と進められたのである。四七年度事業として完成するという目標であり、同年一〇月三日建物についても県特定地域振興対策貸付事業の資金一、五〇〇万円を借り入れ、本工事費一、七九〇万円で松山市長岡建設（長岡 嵩）に請負わせ着工した。現地が地すべり地域の指定を受けていたことから、その建築許可申請するなど県及び関係者の協力のもとで診療所建築工



美 川 診 療 所

事は順調に進み四八年三月、コロニアル葺二階建、総床面積三五六平方呎（約一〇八坪）で冷暖房完備し、重症患者のための入

院室、レントゲン室、給食室なども完備した近代的な建物が完成した。

四八年四月、県下でもめずらしいといわれる美川方式となり、医療器具については医師の持ち込みとし、運営については医師に一任するというシステムで診療を開始したが、当初の目的どおり利用度も高く、現在美川村の二三％程度の患者が診療を受けている。

診療科目 内科・小児科

医師 一名、棟田睦男

従業員 看護婦七名、事務職員四名、給食婦二名

社会保障関係による診療 国保・健保共済・結核予防・生活

医療保護

病床 六床

## 二、歯科診療所

歯科医の設置については、地域住民はもとより広域的な見地からも数年来の宿願の事業の一つであった。このような時、村民中心の政策の一つとして歯科診療所を建設することにより住民の医療福祉の向上をはかり、また過疎対策

の一助となることを願い、村、議会を中心に急速な盛り上げを見せ四六年度事業として計画、実施することに決定したのである。

四六年九月、すでに敷地造成がなされていた役場前に建築することに決定、同年一〇月の入札会で久万町高殿建設（石丸数雄）が落札、総事業費五八〇万円（内、過疎債四三〇万円）で事業に着手、工事も急ピッチで進み四七年三月、御三戸嶽を背景にモダンな建物が完成したのである。



歯科診療所

医師には現代医学を身につけた若い篠崎浩医師を迎えた。歯科診療所運営についてはマスコミが美川方式と報道したように医師にすべてを一任すること、最近各町村が直営事業のなやみの種となっている医師の確保の問題また赤字などの心配もない。こうした歯科診

療所として十分な機能を發揮できるような体制のもとで四七年五月八日、診療が開始されたのである。最近よく虫歯が他の内科的な病気を併発する事例が多いといわれている時、この施設の完成によって地域住民の健康管理に大きな役割を果すことになった。

### 三、民間医療施設（開業医）

民間医療施設については明治二九年以来幾度かの更迭があり、その制度上においても改廃の推移があったが、昭和三〇年以降、美川村にて医療活動に従事した開業医は次のとおりである。

#### 片岡医院

片岡賀女子医師は昭和六年、東京帝国女子医専（現東邦医大）卒業、東京の病院で研究勤務していたが、昭和八年義父（片岡金義医師、旧仕七川村で四〇年間開業）の望みで帰郷し、同年九月に旧弘形村大字上黒岩で内科・小児科・婦人科を開業した。昭和二二年一〇月、義父老衰のため、仕七川に帰ってその後をつぎ、以来四一年間地域住民健康のために尽瘁している。

婦村当時には、交通不便な地域内を徒歩で昼夜を分たず、雨風もいとわず往診した。時には駄馬の背を借りることあり、「馬の先生」と子供達に呼ばれたりした。当時はお産も自宅分娩が多く、医師を呼ぶというのは余程の重症であったが、連絡を受けると早速かけつけ、医師即助産婦として産湯まで行なった。「重患の癒えて働く姿を見る喜びは、医者冥利につきる」と村民に親しんだ。戦後の医薬・衛生材料の不足時にも診療に努めて村民に安心感を与えた。

合併以後も村の予防接種担当医・母子健康センター運営委員、また学校医として本村医療福祉のために大きく貢献し、現在、日本女医会県支部理事・郡医師会理事をつとめている。

#### 佐藤医院

佐藤浩医師は昭和九年大阪帝国大学医学部医学科を卒業後、同大学附属病院・高知通信診療所等に勤務し、昭和一七年高知県吾川郡池川町で開業後、昭和二五年一月、美川村大字七鳥に移り内科・産婦人科を開業した。

当時の交通至難な悪条件のもとで医療活動にあたり、昼

夜を分たず患者の要請に応じ往診するなど不眠不休の診療を続け、特に経済的観念を度外視し、「医は仁術」との信念に徹し住民福祉優先の医療活動に務めた。村の衛生行政面でも年間を通じて行なう各種予防接種、検診にも多忙な開業医の時間をさき、積極的な協力援助を惜しまず、予防思想の普及・啓蒙に努め、健康管理を図った。

昭和四一年母子健康センター設置以来、その囑託医として分娩に立会い助産婦の指導と適切な処置に当り、妊産婦・乳幼児をまもり身心の安全をはかるなど村民の信望を集め、今なお郡医師会長・郡救急対策協議会長など重責をもち活躍している。

### 伊藤医院

伊藤篤子医師は大正九年、旧弘形村大字上黒岩が生んだ女医である。昭和一六年帝国女子医学薬学専門学校医学部を卒業後、慶応堂病院で面河村出身の医学博士八木胤幸医師のもとで指導を受け、一八年七月松山に帰り赤十字病院に勤務するかたわら北条倉敷紡績会社医局を兼務し二二年七月、現在の柳谷村大字中津で開業した。

当時、弘形村大字有枝には吉村源蔵医師が長期にわたり開業していたが、三〇年一月死亡し無医地区となり、医療に対する住民の不安が深刻化してきたので有志が伊藤医師の婦村説得に乗り出したのであった。三二年一月、地域の要望に応じて念願の伊藤医院が開業した。その後、へき地の患者の大きな悩みであった入院施設のある医院を新築し医療活動に努めた。地元出身ということで住民とのつながりも深く、地域の保健医療の指導者として活躍するいっぽう、村の衛生行政面でも多忙な時間をさき予防接種担当医として村内各所を巡回、また学校医として献身的に努めた。

四七年一月から面河村診療所の担当医として勤務するかたわら、木曜日の午後と日曜日には美川村で診療を行なうなど休日なしの診療を続けている。「身体を養うのと等しく心を養うことが必要である。心の糧を村民が一体となつて考える時にこそ、美しい美川村が生れるであろう」と言う。広域にわたって住民に親しまれ、厚い信望を得て現在医療活動に専念している。



一六%となり、三三年に比べて保険税は五・五倍の延びに對して国庫補助金は一四・七倍と補助金の占める割合が大きくなってきたのである。

国民健康保険による診療費は他の社会保険に比べて、從來ずっとその給付内容が低かった。社会保険では世帯主に對しては医療費の全額を給付し、家族は五割給付（四八年一〇月から七割給付）で、他に傷病手当金等が支給されていたのである。これに對して国民健康保険では、当初は一律五割の給付であり、往診料や給食・看護料等が本人負担であったため、その医療費総額の七割から八割もの患者負担があった場合もあり、医療機関に行つてこの制度で給付を受けてもあまり恩恵がないといったことから、村民から苦情が続出していたのである。その後、世帯主のみ七割給付、続いて四〇年一月から被保険者全員も七割給付になり、その給付内容については三四年から毎年のように改正され、充実されてきたのである。

総医療のうち、村負担分が三〇年には五二七万三〇〇〇円（別表）であつたものが三七年には一、〇〇〇万円の大台に、四七年には給付内容の充実と合わせて医療費の改定

等で六、五三二万九〇〇〇円と大きくふくれてきている。

また国・県が実施した老人医療の無料化、ねたきり老人・零才児の無料化とつづき、一人当りの医療費も延びてきた。それにひきかえ本村の被保険者は年々二五〇人から三〇〇人程度の減少で、一人当り保険税は上昇している。このようなことから、毎年制度の改正と合わせて保険条例も改正され、三〇年には、所得割が百分の〇・五であつたものが、四八年には百分の五に、資産割百分の二が百分の六〇に、均等割九〇円が二、〇〇〇円に、平等割二〇〇円が三、〇〇〇円に上る結果となつた。しかし当初は滞納の多かつたこの保険税も三九年度から納税組合の協力で一〇年間完納されている。

現在美川村では、「美川村国民健康保険条例」により施策を進めているが、運営については「国民健康保険運営協議会」を設置している。委員構成は次のとおりである。

一、被保険者を代表する委員 三名

岡林勇 後藤盈夫 土岐博隆

二、国保保険医を代表する委員 三名

佐藤浩 片岡賀女子 篠崎浩

第2章 保 健・衛 生

国保特別会計決算状況

歳 入 の 部

単位 千円

年度	款 合 計	保 險 税	一 部 負 担 金	国 庫 支 出 金	繰 入 金	繰 越 金	そ の 他 収 入
30	5,834	1,753	2,009	982	1,000	0	90
31	8,981	2,464	2,735	2,585	1,000	0	197
32	7,237	3,023	126	3,067	1,000	0	21
33	8,561	3,113	29	3,846	650	919	4
34	10,127	3,427	34	5,044	700	921	1
35	12,071	3,478	27	5,695	1,000	1,869	2
36	13,811	4,154	9	6,502	500	2,644	2
37	16,285	4,203	20	8,908	1,000	2,151	3
38	18,389	4,437	0	10,513	500	2,935	4
39	22,764	5,874	0	14,311	1,130	1,448	1
40	32,753	8,150	0	21,708	1,000	1,894	1
41	36,454	7,718	0	25,320	1,000	2,415	1
42	42,836	11,255	0	28,499	1,000	2,081	1
43	52,955	13,514	0	36,560	880	2,000	1
44	64,365	14,792	0	44,559	800	4,213	1
45	78,461	17,108	0	52,445	1,000	7,907	1
46	84,822	18,742	0	47,700	1,000	17,379	1
47	89,786	17,122	0	56,742	1,000	14,854	68

歳 出 の 部

年度	款 合 計	総 務 費	保 險 給 付 費	保 健 施 設 費	積 立 金	諸 支 出 金	収 支 差 引 残 (繰越金)
30	5,834	493	5,273	36	0	32	437
31	8,981	844	7,650	48	0	439	318
32	6,317	946	5,038	72	0	261	919,894
33	7,640	899	6,184	72	0	485	920,900
34	8,258	915	7,059	24	0	260	1,869,385
35	9,427	1,112	8,079	23	0	213	2,644,149
36	11,659	1,337	9,910	142	0	270	2,151,884
37	13,350	1,615	11,192	273	0	270	2,934,993
38	16,941	1,784	14,455	319	0	383	1,448,599
39	20,870	1,779	18,680	406	0	5	1,894,463
40	30,338	2,216	26,479	642	0	1,001	2,415,000
41	34,373	2,520	31,193	620	0	40	2,081,000
42	40,836	3,189	36,952	694	0	1	2,000,544
43	48,742	3,782	44,148	810	0	2	4,213,595
44	56,457	3,117	52,464	876	0	0	7,907,073
45	61,081	3,391	56,665	1,024	0	1	17,379,751
46	69,967	4,663	55,361	1,578	5,000	3,365	14,854,622
47	76,976	5,275	65,319	1,380	5,000	2	12,810,000

三、公益を代表する委員 三名

天野登 田代清一 団上幸吉

### 第三節 疾病と伝染病

#### 一、疾 病

国や県においても一家の大黒柱的な存在である四〇歳～六五歳までを対象とした成人病対策を強力に推進しているが、本村でもこれを保健衛生活動の重点目標として取り上げ、成人病検診や移動保健所（ヘルスステーション）を開設し、積極的に取り組んでいる。しかしながら、働き盛りであって自覚症状もない人々の参加は少なく、各会場（小学校下六ヶ所）とも閑古鳥の鳴く状態である。裏返すと、自分には健康であると思っけていても検診に行つて医師の診察や、尿検査・貧血検査・血圧測定・心電図等の結果により病気であると言われた時のショックや、その療養によつて仕事を休まなければならないことを恐れてかもしれない。近代医学の早期発見・早期治療の観点からも何か割り切れない気持ちを感じ得ないのである。自分の健康は自分で守

昭和48年5月分国民健康保険病類別分類対比

順位	病 類	件 数	日 数	金 額	1件当り 金 額
1	新 生 物 (ガン)	7	62	294,040	42,005
2	精 神 障 害	13	171	358,500	27,576
3	循 環 器 系 の 疾 患	242	1,151	2,103,890	8,693
4	不慮の事故・中毒および暴力	61	156	377,760	6,192
5	胃腸・肝・胆の疾患	128	405	596,880	4,663
6	歯 牙	111	310	470,800	4,241
7	神 経 系 の 疾 患	133	444	514,510	3,868
8	筋 骨 格 系 の 疾 患	138	386	532,410	3,858
9	呼 吸 器 系 の 疾 患	176	466	524,790	2,981
10	貧 血	13	31	38,230	2,940

る運動展開の重要性を感じるのである。

不治の病とされてきた結核等は、レントゲン検診による早期発見と早期治療（排菌者は強制収容する）によってほとんどなくなり、これに代って循環器・胃腸胆肝器・高血圧・筋骨格系疾患（神経痛）・神経系疾患等が増加しており、死亡原因では悪性新生物（ガン）や不慮の事故によるものが多くなっている。（表参照）

最近では、交通事故の激増等により献血の必要性が強くなされておられ、本村でも四八年度献血台帳を作成し、一般住民を中心とした献血運動（一家に一冊献血手帳を備えることをスローガンとした）を展開している。その結果、血液型判定者（A B O型とR H型）は六割以上に達している。

## 二、検診と検査

全般的に乳幼児と結核レントゲン検診の受診率が高く、乳幼児については一〇〇%近い成績で、その関心の高さがうかがわれる。特に婦人集団検診（子宮ガン）の結果、四六、七年に各一名の早期ガンが発見され、早々に手術の結果は二名とも良好で元気に生活している。

本村では三歳児が他町村に比較して身長・体重ともに劣るので、四四年より年二回、二歳児検診を実施している。これは県下でもあまり例がなく、好成绩を収めて順次三歳児の体位も向上している。

寄生虫検査は全住民対象の蛔虫・横川吸虫と、保育園・小・中学生を対象とした「ぎょう虫検査」を実施しているが、保有卵者も減少しており、農業形態の改善により、し尿等の使用がなくなることが大きな原因と思われる。特筆すべきことは、鮎を中心とした川魚に寄生する横川吸虫（保有者）が、面河川の沿線で川狩をする人々の中に多いことである。

## 結核対策推進優良村として全国表彰

昭和四九年四月に美川村は結核の健康診断・予防接種・患者管理（事後指導）等の事業実績が認められ、第一八回結核対策推進優良市町村として、財団法人日本結核予防会（雅仁親王妃勲一等勢津子総裁―秩父宮妃殿下）より全国表彰を受けた。

表彰式には、新谷村長が出席し秩父宮妃殿下より直接表彰状が手渡された。そのあと被表彰市町村代表者は総裁招



待の午さん  
 会に案内さ  
 れると共  
 に、午後は  
 皇居の特別  
 拝観が許さ  
 れ皇后陛下  
 の拝謁を受  
 けた。  
 これは新  
 谷村長の

「健康で幸福な村づくり」を目標とした保健衛生行政に対する深い理解と、担当職員の熱意と努力、そして部落長・組長はじめ関係者一同の協力の賜である。

今後はさらに健康手帳を作成して個人個人の健康状態を常に把握しておくことなど、よりきめのこまかい保健衛生行政の推進に一段の努力をつづけたい。

### 三、伝 染 病

伝染病については合併以後も年中行事のように赤痢の発生を見ていたが、別表のように三七年には二七人、三八年には三〇人となり、四〇年には四〇人とふえ、四一年には

美川村伝染病発生状況

年度	病別		
	赤痢	疫痢	チフス ジリア
37	27	1	1
38	30	0	0
39	3	0	0
40	40	0	0
41	46	0	0

に、全村的な消毒を実施し衛生面での指導の強化を図ったのである。

その後、衛生思想の向上と伝染病の発生源である蚊・はえ・ねずみ等の撲滅（村が無償で各世帯へ薬剤配布）による生活環境の向上によって、村内はもとより上浮穴郡内においても四二年以後伝染病患者は一名も発生していないことは、県下でも注目されている。これは住民の保健衛生に対する深い理解と、久万保健所や村の指導よろしきによるものと考えられる。

薬剤配布状況（昭和四八年度）

乳劑	発生源処理	一戸当り一八〇㉿（四月と七月配布）
粉劑	室内外散布	一戸当り五〇〇㊱（四月配布）
油劑（フマキラー）	成虫駆除	一戸当り三五〇㉿（六月配布）
殺そ劑	ねずみ駆除	一戸当り一〇〇㊱（十一月配布）
総経費		七二万七、五〇〇円

#### 四、伝 染 病 舎

明治三〇年に始めて「伝染病予防法」が制定され、「市町村は県知事の指示に従い伝染病院、隔離病舎、または消毒所を設置すべし」と定められ、法定伝染病にかかった場合、各市町村において隔離・消毒などの義務を負うこととなった。

こうして、それぞれの町村で隔離病舎を建築設置したが、昭和二七年上浮穴郡の町村が「統合伝染病棟組合」を設立し、久万町に木造モルタル造り延建坪一二八坪の伝染病棟を建設し、郡内の伝染病患者は全部この施設に収容されることになったが、四〇年六月、多くの赤痢患者を隔離収容していた時、消毒釜の過熱から火災をおこし病棟が全

焼した。四一年に隔離病舎の新築計画にとりかかり、久万町立病院敷地内に建設することになり、四一年八月、総工費一、二八〇万円で請負が成立し直ちに着工、四二年春、一九の病床を持つ鉄筋コンクリート造り、建坪三九六平方㊱、一部二階建の病舎が完成した。

#### 第四節 環 境 衛 生

##### 一、簡易水道事業

本村は、農山村特有の一〇戸から二〇戸程度の集落が点在しており、まとまった地域に完全な簡易水道を設置することは非常に困難であるということ、また地元の要望はあっても農地の水利権の問題等で設置することができないなどのことから水道の普及率が低い。自家用井戸を持っているのは東古味部落とその周辺の一部で、村内のほとんどが表流水・湧水を各自で給水しているのが現状である。したがって、干ばつ期には飲料水不足のため水争いがおきることもあり、また雨期には泥水が流れ込んで衛生面からもきわ

簡易水道及び飲料水給水施設一覽（一般分）

竣工年	施設名	給水人口	戸数	給一日最大水量 (立方米)	原水の種類	事業費財源内訳	事業種目
三六	置俵飲料水共給施設	五二 <sub>人</sub>	一九 <sub>戸</sub>	五	表流水	六九・一万円 ( <sub>〇</sub> 四・三・三 地元二五・八)	農業振興
三八	馬門飲料水共給施設	六八	一八	五	湧水	〃	〃
三八	長瀬共同給水施設	四〇	一一	三	表流水	六九・一万円 ( <sub>〇</sub> 四・三・三 地元二五・八)	低開発
四一	七鳥飲料水共給施設	六三	一七	一〇・五	表流水	七七・六万円 ( <sub>〇</sub> 四・八・五 地元二九・一)	〃
四四	釣井共同給水施設	四六	一二	七	表流水	九〇万円 ( <sub>〇</sub> 四・五 村九 地元三六)	山振
四五	大谷簡易水道施設	一三五	三五	二二・五	表流水	二九六・五万円( <sub>〇</sub> 一・九二 村八・五 起償四〇 地元五六)	低開発
四五	中村共同給水施設	四一	一二	六	表流水	九一・五万円 ( <sub>〇</sub> 五・九 村二八・五 地元四)	〃
四六	御三戸共同給水施設	一三七	三三	一五	表流水	二二〇・四万円( <sub>〇</sub> 一・四五・九 起償七〇 村四・五)	過疎地域振興

めて危険な状態にあった。

その後、住民の生活水準の向上と、環境衛生面に対する

知識の普及で水道施設の設置要望が高まってきた。いっほ

う、消防用施設の急務も痛感され、各小部落単位に低開発

事業等の補助事業として簡易水道・飲料水共給施設・共同

給水施設が逐次造成されて保健衛生上、極めて大きな役割を果している。

四八年末現在の給水人口（学校生徒を含む）は総人口の四一％（県平均七五％）と低く、その施設についても完全に整備されていないものが多い。特に各小・中学校の給水施設は

三〇年以前に造られたものなどが多く、配水池のみのところがほとんどであったが、三八年から全村一斉学校給食が開始されたこともあり、逐次改善されている。

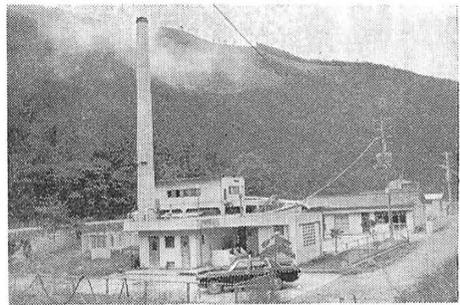
地域の給水施設については、別表のとおり三六年に置俵に飲料水共給施設が完成し、その後、馬門・長瀬・七鳥・釣井・中村とつづいて完成、四五年には大谷に村内で初めて一〇〇人を越す給水人口を持つ簡易水道が竣工、四六年には役場周辺の公共施設を中心とした御三戸共同給水施設の完成をみたのである。

今後は給水人口を県平均の七五%程度まで引き上げるよう計画的に給水施設を設置し、地域住民の健康の増進に努めていく方針である。

### 二、し尿処理事業

文化生活の向上と品質のよい化学肥料の出現によって、農家においても順次下肥の農地還元をやめて汲取りを依頼するものが多く、過疎化による人口の減少にもかかわらず汲取量は年々増加の傾向にある。

本村では、四七年一月から川下三ヶ村の直営で汲取業



し尿処理場

務を開始した。し尿処理場も四年に久万町が単独で建設した施設（ただし四八年四月には生活環境事務組合を設立し、郡内五ヶ町村とした）で処理している。しかし現在では処理能力以上に投入している状態で完全な処理ができ難く、川下住民は不満をかこっている。

これを解消するため、四九・五〇年度事業として鯉も飼

し尿投入実績調べ

年度	44	45	46	47	48
項目					
収集人口	629人	739	1,021	968	1,354
収 入 量	275 kℓ	323	447	424	592
指 数	100 %	117.6	162.4	154.0	215.3

育できる完全な処理能力をもった施設を二億五、〇〇〇万円  
の予算をもって増設中である。

### 三、ごみ処理

「川にごみを捨てないようにいたしましょう」の実践目標をかかげて、自然環境を美しくする運動を展開していたが処理施設がないため、かけ声のみに終っていた。

しかし、時代の流れと共に処理施設の建設を望む声が強  
く、村でも検討を重ねていたが、単独とするには膨大な費  
用がかかる。そのため四六年度から川下三ヶ村（美川村・  
柳谷村・面河村）の共同処理施設の話し合いを進めていた  
が、たまたま久万町が設置している焼却炉が老朽化したた  
め、この際郡内全体が一部事務組合を設立して大型の焼却  
炉を建設しようとの気運が盛り上った。まず先進地を視察  
研究し、四七年度事業として国庫補助を受け、五、六二七  
万二、四〇〇円の費用を投じ、四八年五月に松山市に本社  
のある東予築炉の手によって一〇ト炉二基をそなえた近代  
的な焼却炉が完成し、七月から操業を開始した。

本村をはじめ、川下三ヶ村でごみ収集車（二ト積・ガソリ

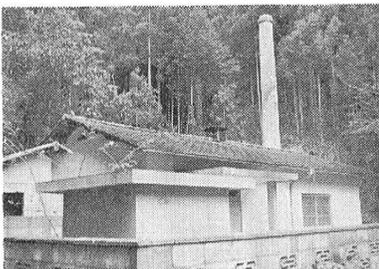
ンエンジン・ダブルタイヤ付ダンプ車）を県の半額補助により  
一四〇万円で購入し、週二回制で収集業務を開始した。こ  
れまでのように河川等に放置されるごみも余りみられず大  
変美しくなった。また、不燃物の収集については、四八年  
四月から収集を始め、面河村土泥にある終末処理場で処分  
していたが、事務組合のごみ処理場の付帯施設として強力  
なビン粉碎機・カン等圧縮機を七〇〇万円の費用で設置  
し、四九年四月から運転を開始した。

### 四、火葬場

経済的な面と、環境衛生の

火葬場利用状況

年度	37	38	39	40	41	42
件数	13	4	9	9	9	12
年度	43	44	45	46	47	48
件数	17	15	22	25	30	33



火葬場

上から分散している墓地を改葬して先祖代々の墓にまとめ  
る家庭が多くなり、順次火葬場の利用が高まっている。別  
表の数字は、本村の火葬場を使用した分のみで、久万町や  
その他で火葬にした分を含めると火葬の数は大分上まわ  
る。おおむね死亡者の七〇%前後が火葬となつて来てい  
る。

### 五、畜 犬 登 録

上黒岩岩陰遺跡の出土品か  
らも確認されているように、  
昔から狩猟や護衛用として犬  
が飼育され、生活を営む上で  
大きな役割を果していたこと  
がうかがわれる。

最近では狩猟用に飼育され  
ている畜犬が三五〇頭内外の  
登録の内三割程度で、その他  
は番犬或は愛犬として戸主が  
出稼ぎで不在の家庭や、小・

畜犬登録及び狂犬病予防注射実施状況

項目 年度	登録数	狂犬病予防注射		野 犬 対 策		
		前期	後期	買上	薬殺等	計
46	351	305	317	38	18	56
47	387	338	352	64	11	75
48	374	336	312	88	20	108



母 子 健 康 セ ン タ ー

中学生によって飼育されている例が多い。野犬・不用犬の  
買い上げは県下に先がけ一頭当り仔犬二〇〇円、成犬五〇  
〇円として役場に連行の場合に限り買上げている。

### 第五節 母 子 保 健

母子健康センター設置以前は各校下別に妊婦検診を随時  
実施していたが、該当者の把握もむずかしく受検者も少数  
であり、連続的な指導や健康管理体制の確立に苦慮してい

た。

四〇年に母子保健を推  
進するためにその中心的  
役割をもつ施設、すなわ  
ち母子健康センターの必  
要にせまられて建築する  
ことに決定した。上黒岩  
に敷地を造成、総工費五  
六五万五、〇〇〇円（県  
補助金三四〇万円）をも  
つて木造瓦葺平家建て、

施設内容は五人が収容できる病室・分娩室・指導室・事務室、また三〇から四〇人程度の会合のできる講習室などを待つ郡内一の施設が完成した。

四一年四月、美川村母子健康センター助産所として開所し、同年一月から県児童福祉法による助産施設としての認定も受け、措置入所の取扱いもできる名実共に内容のある施設とし、佐藤浩医師を嘱託医として迎えた。現在では、本村のみならず郡内各町村からも入所できる広域的な施設となっている。助産部門では、四一年助産婦に岡崎タケノ・菅カメコの二人を迎えて事業を開始した。四二年には村内外を合わせて一〇三人の入所者があり、助産婦も目のまわるような多忙な毎日であった。その後、若い層の村外流出などにより四四年には四六人、四七年には六五人と減少してきているが、その入所者のほとんどが措置入所であるという現実から見て、児童福祉施設として大きな役割を果していると言えよう。

母子健康センターの設立により、保健指導部門でも毎月一回の妊婦検診・衛生教育などを行なうと共に、いつでも妊婦の健康相談に応ずる体制をととのえつつ四一年

表(1) 妊 婦 の 状 況

年度	出生数	助産所 利用率	受 診 状 況							
			妊 3 月	娠 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
42	97	56.7%	0%	8%	20%	23%	19%	10%	16%	4%
47	56	63.4%	7%	3%	7%	19%	42%	13%	3%	6%

分娩までの受診回数

年度	回数	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回
42	%	11%	24%	24%	15%	13%	11%	2%	%
47	%	6%	13%	19%	42%	10%	6%	4%	%

第 何 子 か

年度	1子	2子	3子	4子	5子	6子	7子
42	27%	45%	22%	4%	%	%	2%
47	23%	45%	29%		3%		

表② 出 生 児 の 状 況

年 度	出 生 数	未 熟 児 %	乳 児 死 亡 %	出 生 児 取 扱 者 別		出 生 児 体 重			
				病 院 %	助 産 婦 %	そ の 他 %	3kg以上 %	2.5kg以上 %	2.5kg以下 %
37	123	9.8	5.7	12.0	46.0	42.0	67.0	24.0	9.0
42	97	4.0	0	20.0	69.0	11.0	74.0	22.0	4.0
47	56	5.3	1.7	54.0	43.0	3.0	66.0	29.0	5.0

から、母子栄養強化対策事業としてミルクの支給を、四四年より貧血検査・ケトン尿検査等、その内容の充実をはかったことにより、しだいに衛生知識は普及し、表(1)のとおり受診状況については、当初には各妊婦が初・中・後期とまちまちであったが、しだいに妊婦初・中期に移行しつつあり、また分娩までの受診回数も増加して望ましい方向に向いている。また表(2)にみるように自宅分娩も三七年には四二%もあつたものが、四七年には三%となり未熟児も順次減少してきている。

その地域の健康状況を知るには乳児の死亡率を見れば判るといわれている。いろいろな事情で乳児死亡零に到達することは困難であるが、これが達成のため四二年乳児検診

を実施した。しかし呼出し連絡しても二五・七%の乳児が来所せず、一人当りの受診回数も表(3)に示すとおり非常に少なく、受診した中でも発育順調と見られる者も半数に満たない状態である。未受検者の中には乳児の発育良好のため受診の必要を認めないと自己判断している母親がある半面、発育不良のため検診を受けることを恥ずかしいと考えて受診しない母親など、乳児の健康管理に対しての問題点があつた。しかし開所以来五年を経過した四七年には、発育順調児が出生児の三分の二以上を占め、受診回数も表(3)に示すように一回も受けない者は皆無となり、三回、四回と受ける乳児が多くなつてきた。

職業・学歴・経済状態に関係なく育児に対する知識は普

表③

## 乳 児 の 状 況

年 度	出生数	左の内 發育順調	受 診 状 況 (乳児期の一年間)							ミルク 支給児 数	養 育 状 況			不 明
			0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回		7回	母乳のみ	母乳・ 人工	
42	97人	43人 44.3%	25人 25.7%	45人 46.3%	20人 20.5%	5人 5.1%	2人 2.4%		10人 10.3%	39人 40.2%	20人 20.6%	13人 13.4%	25人 25.8%	
47	54人	40人 74.1%	0人	10人 18.5%	7人 13.0%	11人 20.4%	12人 22.2%	8人 14.8%	2人 3.7%	40人 74.4%	19人 35.2%	8人 14.8%	20人 37.0%	0人

及し、進んで健康指導を受けるようになり、衛生教育・家庭訪問により知識の向上をはかり検診による育児の安心感など、母子健康センターの保健指導部門としての効果は上ってきている。

四八年四月から県単事業として零歳児医療制度が開始さ

れ、満一歳までの乳幼児については医療費が無料となつた。また四八年二月から乳児の健康審査制度が始められるなど、乳児の健康についてあらゆる面から保護施策が行なわれ始めている。